

東総R 02-015号
令和2年 9月10日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギー・システムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

原子炉施設保安規定変更認可申請書

東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所 原子炉（東芝臨界実験装置）NCA施設保安規定について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更認可申請をいたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギー・システムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東芝エネルギー・システムズ株式会社 原子力技術研究所
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

3. 変更の理由

- ・「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」と関連規則の改正に適合した改定
- ・保安規定審査基準の改定
- ・記載の適正化、誤記訂正

4. 変更の内容

別紙1のとおり

5. 附則

この規定は、原子力規制委員会の認可以降、別に定める日より施行する。

以上

別紙1 NCA 施設保安規定改正 新旧対照表 変更部分のみ（本文）

変更前	変更後	備考
目 次	目 次	
第1章 総則 1 第2章 組織及び職務 2 第3章 運転管理 4 第1節 通則 4 第2節 実験計画等 4 第3節 運転上の制限及び条件 7 第4節 運転 7 第5節 異常時における措置 8 第4章 燃料管理 11 第5章 放射線管理 13 第1節 管理区域の設定及び立入制限 13 第2節 管理区域の出入管理 14 第3節 管理区域内の作業管理 16 第4節 被ばくに係る線量の監視 及び汚染の除去等 17 第5節 線量当量率の測定 21 第6節 諸負会社等の放射線防護 21 第6章 放射性廃棄物の処理 22 第1節 固体状の放射性廃棄物の処理 22 第2節 液体状の放射性廃棄物の処理 23 第3節 気体状の放射性廃棄物の処理 25 第7章 危険時の措置 27 第1節 事前の措置 27 第2節 初期活動 27 第3節 防護活動 28 第8章 保守 29 第9章 定期的な評価 32 第10章 品質保証 33 第11章 保安教育 34 第12章 記録及び報告 36	第1章 総則 1 第2章 組織及び職務 2 第3章 運転管理 4 第1節 通則 4 第2節 実験計画等 4 第3節 運転上の制限及び条件 7 第4節 運転 7 第5節 異常時における措置 8 第4章 燃料管理 11 第5章 放射線管理 13 第1節 管理区域の設定及び立入制限 13 第2節 管理区域の出入管理 14 第3節 管理区域内の作業管理 16 第4節 被ばくに係る線量の監視 及び汚染の除去等 17 第5節 線量当量率の測定 20 第6節 諸負会社等の放射線防護 21 第6章 放射性廃棄物の処理 22 第1節 固体状の放射性廃棄物の処理 22 第2節 液体状の放射性廃棄物の処理 23 第3節 気体状の放射性廃棄物の処理 25 第7章 危険時の措置 27 第1節 事前の措置 27 第2節 初期活動 27 第3節 防護活動 28 第8章 保守 29 第9章 定期的な評価 33 第10章 <u>品質マネジメント計画</u> 34 第11章 保安教育 35 第12章 記録及び報告 37 第13章 <u>技術情報の共有及び不適合情報の公開</u> 39 別添 <u>品質管理計画</u> 62	法令改正に伴う変更 法令改正に伴う変更
第1章 総則 第1条～第4条 省略	第1章 総則 第1条～第4条 変更なし	
第2章 組織及び職務 第5条～第7条 省略	第2章 組織及び職務 第5条～第7条 変更なし	
(主任技術者の職務) 第8条 主任技術者は、法令及びこの規定の定めるところに従い、次の職務を誠実に行わなければならない。	(主任技術者の職務) 第8条 主任技術者は、法令及びこの規定の定めるところに従い、次の職務を誠実に行わなければならない。	

(1) 原子炉の運転に関する保安に関して、所長に対して意見を具申すること。 (2) 関係責任者に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと。 (3) 原子炉の運転に関する業務を行う者に対し、助言又は協力すること。 (4) 保安教育訓練計画、NCAの運転に関する保安のための計画に関して確認すること。 (5) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書について、主任技術者が関係するものを審査確認すること。 <u>(6) 所轄官庁が法令に基づいて行う施設定期検査等に原則として立ち会うこと。</u> (7) 異常又は事故の原因調査並びに故障等報告書の作成に参画すること。 (8) この規定の改定並びにこの規定に定める細則の制定及び改廃に関して確認すること。 (9) その他NCA施設の保安の監督に関して必要な職務。	(1) 原子炉の運転に関する保安に関して、所長に対して意見を具申すること。 (2) 関係責任者に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと。 (3) 原子炉の運転に関する業務を行う者に対し、助言又は協力すること。 (4) 保安教育訓練計画、NCAの運転に関する保安のための計画に関して確認すること。 (5) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書について、主任技術者が関係するものを審査確認すること。 <u>(6) 異常又は事故の原因調査並びに故障等報告書の作成に参画すること。</u> <u>(7) この規定の改定並びにこの規定に定める細則の制定及び改廃に関して確認すること。</u> <u>(8) その他NCA施設の保安の監督に関して必要な職務。</u>	法令改正に伴う変更 以下号番号の変更
第9条～第35条 省略	第9条～第35条 変更なし	
第4章 燃料管理 (燃料の受払い) 第36条 室長は、NCAの燃料の受けあるいは払出しをしようとするときは、受入れる燃料あるいは払出す燃料について、その種類、数量、外観及び汚染の有無を確認しなければならない。 2. 室長は、前項の確認した事項について、所長、部長及び主任技術者に報告しなければならない。 (燃料の運搬) 第37条 室長は、事業所内において核燃料物質を運搬する場合は、規則第12条に定めるところに従って行わなければならぬ。 2. 室長は、核燃料物質の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者及び放管長にしらせなければならない。 3. 放管長は、直ちに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じるとともに、第33条に準じて措置をしなければならない	第4章 燃料管理 (燃料の受払い) 第36条 室長は、NCAの燃料の受けあるいは払出しをしようとするときは、受入れる燃料あるいは払出す燃料について、その種類、数量、外観及び汚染の有無を確認しなければならない。 2. 室長は、前項の確認した事項について、所長、部長及び主任技術者に報告しなければならない。 (事業所内の燃料の運搬) 第37条 室長は、事業所内において核燃料物質を運搬する場合は、規則第12条に定めるところに従って行わなければならぬ。 2. 室長は、核燃料物質の運搬中において転倒、落下等の異常が発生した場合は、周囲の者及び放管長にしらせなければならない。 3. 放管長は、直ちに立入制限、線量当量率の測定等の応急措置を講じるとともに、第33条に準じて措置をしなければならない (事業所外への燃料の運搬) 第37条の2 室長は、核燃料物質を事業所外へ運搬する場合は、法第59条に定めるところに従って行わなければならぬ。	記載の適正化 記載の追加 (事業所外の運搬)
第38条～第41条 省略	第38条～第41条 変更なし	
第5章 放射線管理 第1節 管理区域の設定及び立入制限 (管理区域の設定) 第42条 NCA施設の管理区域は第2図に示すとおりとする。 2. 管理担当部長は、規則第1条の2第1項第4号の定義に該当する場所が一時的に発生した場合又はそのおそれのある場合には、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に指定しなければならない。 3. 管理担当部長は、前項の一時管理区域の指定及び解除をしようとする場合は、主任技術者の同意を得なければならない。設定の解除にあたって、汚染の状況の測定、線量当量率の測定結果を得て、規則第1条の2第1項第4号の定義に該当しないことを確認しなければならない。又、設定及び解除を行ったときは、部長に連絡しなければならない。 4. NCA施設の周辺監視区域は、第3図に示すとおりとする。	第5章 放射線管理 第1節 管理区域の設定及び立入制限 (管理区域の設定) 第42条 NCA施設の管理区域は第2図に示すとおりとする。 2. 管理担当部長は、規則第1条の2第2項第4号の定義に該当する場所が一時的に発生した場合又はそのおそれのある場合には、当該場所を一時的に管理区域（以下「一時管理区域」という。）に指定しなければならない。 3. 管理担当部長は、前項の一時管理区域の指定及び解除をしようとする場合は、主任技術者の同意を得なければならない。設定の解除にあたって、汚染の状況の測定、線量当量率の測定結果を得て、規則第1条の2第2項第4号の定義に該当しないことを確認しなければならない。又、設定及び解除を行ったときは、部長に連絡しなければならない。 4. NCA施設の周辺監視区域は、第3図に示すとおりとする。	誤記の訂正 誤記の訂正
第43条～第46条 省略	第43条～第46条 変更なし	
(管理区域内の立入制限区域) 第47条 放管長は、管理区域内で、線量、放射性物質の表面密度もしくは空気中濃度が、次の各号に定める値を超えるおそれがある場所については、室長に連絡し、その境界に柵等を設け、かつ放射線業務従事者並びに一時立入者	(管理区域内の立入制限区域) 第47条 放管長は、管理区域内で、線量、放射性物質の表面密度もしくは空気中濃度が、次の各号に定める値を超えるおそれがある場所については、室長に連絡し、その境界に柵等を設け、かつ放射線業務従事者並びに一時立入者	

<p>の立入時間を制限する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 線量については、1時間につき20マイクロシーベルト</p> <p>(2) 表面密度については、昭和63年科学技術庁告示第20号（以下「告示」という。）第5条に定める表面密度限度（以下「表面密度限度」という。）</p> <p>(3) 空気中濃度については、告示別表第1及び第2に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度（以下「空気中濃度限度」という。）</p>	<p>の立入時間を制限する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 線量については、1時間につき20マイクロシーベルト</p> <p>(2) 表面密度については、<u>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示</u>（以下「告示」という。）第4条に定める表面密度限度（以下「表面密度限度」という。）</p> <p>(3) 空気中濃度については、告示別表第1及び第2に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度（以下「空気中濃度限度」という。）</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第48条～第54条 省略</p>	<p>第48条～第54条 変更なし</p>	
<p>第3節 管理区域内の作業管理 (放射線作業計画及び管理)</p> <p>第55条 NCAの運転、炉心の変更、核燃料物質の取扱、施設定期自主検査の実施その他の放射線被ばく若しくは汚染を伴い、又はそのおそれのある業務（以下「放射線作業」という。）を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業計画書をあらかじめ作成し、室長、主任技術者及び放管長の同意を得、放射線被ばく及び汚染の低減に努めなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p>	<p>第3節 管理区域内の作業管理 (放射線作業計画及び管理)</p> <p>第55条 NCAの運転、炉心の変更、核燃料物質の取扱、施設定期自主検査の実施その他の放射線被ばく若しくは汚染を伴い、又はそのおそれのある業務（以下「放射線作業」という。）を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業計画書をあらかじめ作成し、室長、主任技術者及び放管長の同意を得、放射線被ばく及び汚染が合理的に達成できる限り低くなるように努めなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p>	<p>ALARA原則の記載</p>
<p>(1) 作業日</p> <p>(2) 作業者名</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 作業場所</p> <p>(5) 放射線防護上の措置</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2. 放管長は、前項の同意を行うときは作業内容を検討し、放射線作業を行う者に対して次の各号に定める放射線防護上の助言、支援、指示を行わなければならない。</p> <p>(1) 被ばく線量を低くするための措置</p> <p>(2) 汚染拡大の防止措置</p> <p>(3) 適切な放射線防護具の着用</p> <p>(4) 放射性廃棄物の発生量を少なくする措置</p> <p>(5) 放射性廃棄物及び汚染した機器等に係る措置</p> <p>(6) 放管長の立会</p>	<p>(1) 作業日</p> <p>(2) 作業者名</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 作業場所</p> <p>(5) 放射線防護上の措置</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2. 放管長は、前項の同意を行うときは作業内容を検討し、放射線作業を行う者に対して次の各号に定める放射線防護上の助言、支援、指示を行わなければならない。</p> <p>(1) 被ばく線量を低くするための措置</p> <p>(2) 汚染拡大の防止措置</p> <p>(3) 適切な放射線防護具の着用</p> <p>(4) 放射性廃棄物の発生量を少なくする措置</p> <p>(5) 放射性廃棄物及び汚染した機器等に係る措置</p> <p>(6) 放管長の立会</p>	
<p>(放射線作業の実施)</p> <p>第56条 放射線作業を行う者は、前条の放射線作業計画書に係る放射線作業の実施にあたっては計画書に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放管長は、放射線作業の実施に際し、立会わなければならない。ただし、被ばく線量が1週間100マイクロシーベルトを超えるおそれがない、かつ表面密度限度の10分の1を超えるおそれがないと判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>(放射線作業の実施)</p> <p>第56条 放射線作業を行う者は、前条の放射線作業計画書に係る放射線作業の実施にあたっては計画書に記載した放射線防護上の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 放管長は、放射線作業の実施に際し、立会わなければならない。ただし、被ばく線量が1週間100マイクロシーベルトを超えるおそれがない、かつ表面密度限度の10分の1を超えるおそれがないと判断した場合はこの限りではない。</p>	
<p>第4節 被ばくに係る線量の監視及び汚染の除去等 (線量の管理)</p> <p>第57条 放管長は、放射線業務従事者の線量がそれぞれ次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするため、管理区域への立入時間を制限し有効なしやへいを設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について次のとおりとする。</p> <p>イ、5年間ににつき100ミリシーベルト。ただし、1年間にについて50ミリシーベルトを超えてはならない。</p> <p>ロ、女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く。）については、イに定めるほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ににつき5ミリシーベルト。</p> <p>ハ、妊娠中である女子については、イに定めるほか、本人の申出等により妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間ににつき、内部被ばくについて1ミリシーベルト</p>	<p>第4節 被ばくに係る線量の監視及び汚染の除去等 (線量の管理)</p> <p>第57条 放管長は、放射線業務従事者の線量がそれぞれ次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるようにするため、管理区域への立入時間を制限し有効なしやへいを設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について次のとおりとする。</p> <p>イ、5年間ににつき100ミリシーベルト。ただし、1年間にについて50ミリシーベルトを超えてはならない。</p> <p>ロ、女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く。）については、イに定めるほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ににつき5ミリシーベルト。</p> <p>ハ、妊娠中である女子については、イに定めるほか、本人の申出等により妊娠の事実を知ったときから出産するま</p>	<p>ALARA原則の記載</p>

(2) 放射線業務従事者の線量限度は、等価線量について次のとおりとする。 イ、眼の水晶体については1年間について150ミリシーベルト ロ、皮膚については1年間につき500ミリシーベルト ハ、前号ハに定める女子の腹部表面については、同号ハに定める期間につき2ミリシーベルト 2. 前項の規定にかかるわらず室長は放管長の協力を得て放射線業務従事者の1週間の実効線量が1ミリシーベルト、等価線量では眼の水晶体に対して3ミリシーベルト、皮膚に対して10ミリシーベルトを超えないように努めなければならない。 3. 室長又は放管長は、一時立入者の1週間の線量が工事にあっては100マイクロシーベルト（ただし、1年間1ミリシーベルト）、見学又は納品等にあっては20マイクロシーベルトを超えることのないように、放射線の管理を行わなければならない。ただし、法令に基づき官吏員が立入る場合はこのかぎりではない。	での間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト (2) 放射線業務従事者の線量限度は、等価線量について次のとおりとする。 イ、眼の水晶体については1年間について150ミリシーベルト ロ、皮膚については1年間につき500ミリシーベルト ハ、前号ハに定める女子の腹部表面については、同号ハに定める期間につき2ミリシーベルト 2. 前項の規定にかかるわらず室長は放管長の協力を得て放射線業務従事者の1週間の実効線量が1ミリシーベルト、等価線量では眼の水晶体に対して3ミリシーベルト、皮膚に対して10ミリシーベルトを超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるよう努めなければならない。 3. 室長又は放管長は、一時立入者の1週間の線量が工事にあっては100マイクロシーベルト（ただし、1年間1ミリシーベルト）、見学又は納品等にあっては20マイクロシーベルトを超えることのないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くなるように、放射線の管理を行わなければならない。ただし、法令に基づき官吏員が立入る場合はこのかぎりではない。	ALARA原則の記載 ALARA原則の記載
(緊急作業に係る線量当量限度) 第 58 条 所長は、原子炉施設に灾害が発生し、又は発生するおそれがある場合、NCA の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（所員であって女子を除く）を緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 2. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施しなければならない。 3. 管理担当部長は、第1項の規定により、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させなければならない。 4. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。 5. 管理担当部長は、核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条第2項に定める場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。 6. 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出たであること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 7. 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。	(緊急作業に係る線量限度) 第 58 条 所長は、原子炉施設に灾害が発生し、又は発生するおそれがある場合、NCA の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（所員であって女子を除く）を緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。 2. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施しなければならない。 3. 管理担当部長は、第1項の規定により、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させなければならない。 4. 管理担当部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、その実効線量が100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。 5. 管理担当部長は、告示第7条第2項に定める場合にあっては、前項の規定にかかるわらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量が250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が1シーベルトを超えないような措置を講じなければならない。 6. 第1項の規定により緊急作業に従事させができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出たであること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 7. 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。	記載の適正化 記載の適正化
第 59 条～第 65 条 省略	第 59 条～第 65 条 変更なし	
第 5 節 線量当量率の測定 (放射線測定器の管理) 第 66 条 放管長は、所管する放射線測定器（第7表）について1年ごとに定期的な校正を行い、常に使用できるように、管理しなければならない。 2. 放管長は、前項に規定する放射線測定器の点検の結果、当該測定器の性能を維持できないと認めた場合は直ちに当該放射線測定器の修理を行うとともに、他の放射線測定器をもってあてる等の措置を講じ、その旨を室長、管理担当部長及び主任技術者に連絡しなければならない。	第 5 節 線量当量率の測定 (放射線測定器の管理及び測定方法) 第 66 条 放管長は、所管する放射線測定器（第7表）について1年ごとに定期的な校正を行い、常に使用できるように、管理しなければならない。 2. 放管長は、前項に規定する放射線測定器の点検の結果、当該測定器の性能を維持できないと認めた場合は直ちに当該放射線測定器の修理を行うとともに、他の放射線測定器をもってあてる等の措置を講じ、その旨を室長、管理担当部長及び主任技術者に連絡しなければならない。	法令改正に伴う変更

第 67 条 省略	第 67 条 変更なし									
第 6 章 放射性廃棄物の処理 (放射性廃棄物処理の基本方針) 第 68 条 所長は、放射性廃棄物の放出による周辺監視区域外の公衆の線量をできるだけ低くするように努めなければならない。	第 6 章 放射性廃棄物の処理 (放射性廃棄物処理の基本方針) 第 68 条 所長は、放射性廃棄物の放出による周辺監視区域外の公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。 ALARA 原則の記載									
第 69 条～第 74 条 省略	第 69 条～第 74 条 変更なし									
第 2 節 液体状の放射性廃棄物の処理 (排出管理目標値) 第 75 条 放管長は、排出される水溶液廃棄物に含まれる放射性物質について、次表の管理目標値を超えないように努めなければならない。	第 2 節 液体状の放射性廃棄物の処理 (排出管理目標値) 第 75 条 放管長は、排出される水溶液廃棄物に含まれる放射性物質について、次表の管理目標値を超えないようにするとともに、合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>期間</th><th>管理目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 年(年度)</td><td>3.7 MBq (U₃O₈換算)</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th>期間</th><th>管理目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 年(年度)</td><td>3.7 MBq (U₃O₈換算)</td></tr></tbody></table>	期間	管理目標値	1 年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)	期間	管理目標値	1 年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)	ALARA 原則の記載
期間	管理目標値									
1 年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)									
期間	管理目標値									
1 年(年度)	3.7 MBq (U ₃ O ₈ 換算)									
第 76 条～第 78 条 省略	第 76 条～第 78 条 変更なし									
第 3 節 気体状の放射性廃棄物の処理 (排気基準) 第 79 条 放管長は、気体状の放射性廃棄物を排出する場合は、次の各号に従って廃棄しなければならない。 (1) 前条第 1 項による測定値の 1 日についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度の 1000 倍を超えないこと。 (2) 前条第 2 項による算出された値の 3 ヶ月についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないこと。	第 3 節 気体状の放射性廃棄物の処理 (排気基準) 第 79 条 放管長は、気体状の放射性廃棄物を排出する場合は、次の各号に従って廃棄するとともに、合理的に達成できる限り低くするように努めなければならない。 (1) 前条第 1 項による測定値の 1 日についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度の 1000 倍を超えないこと。 (2) 前条第 2 項による算出された値の 3 ヶ月についての平均濃度が、周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないこと。 ALARA 原則の記載									
第 80 条～第 90 条 省略	第 80 条～第 90 条 変更なし									
第 91 条 削除	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 91 条 所長は、原子力災害対策特別措置法に該当する事象が発生した場合には、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所の原子力事業者防災業務計画に基づいた措置を行わなければならない。	法令改正に伴う変更								
第 8 章 保 守 (施設定期自主検査) 第 92 条 室長及び放管長は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの所管に係わるものについて、施設定期自主検査を実施しなければならない。 (1) 緊急遮断検査を施設定期検査ごとに行い、安全板が炉心内に落下すること及び排出弁が開放されることを施設定期検査ごとに確認すること。 (2) 計測制御系について、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を月 1 回以上行うこと。ただし、施設定期自主検査、第 94 条に基づく修理並びに第 95 条に基づく改造又は取換えにより緊急遮	第 8 章 保 守 (施設管理方針の策定) 第 92 条 所長は、NCA 施設の保全のため、施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という)を策定しなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理方針を変更しなければならない。 2. 所長は、前項の策定又は変更を行った場合には、その内容を部長、管理担当部長、室長、放管長、主任技術者に通知しなければならない。 (施設管理目標の策定)	法令改正に伴う変更								

<p><u>断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) 原子炉施設の保安のために直接閾値を有する計器及び放射線測定器（第10表）の校正を施設定期検査ごとに行うこと。</p> <p>(4) 原子炉施設の保安上特に管理を必要とする設備（第10の2表）について、性能が維持されているかどうかの検査を施設定期検査ごとに行うこと。</p> <p>2. 所長は、必要と認めた場合は室長及び放管長にそれぞれの所管に係わるものについて臨時に第1項の検査を行うことを命ずることができる。</p> <p>3. 室長及び放管長は、前2項に定める検査の結果を、所長、管理担当部長、部長及び主任技術者に報告するとともに、相互に通知しなければならない。ただし、第1項第2号に規定する緊急遮断のための性能検査については所長への報告を省略することができる。</p> <p><u>(施設定期自主検査の実施計画)</u></p>	<p>第92条の2 部長及び管理担当部長は、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を作成し、所長の承認を受けなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理目標を変更し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 部長は、第1項の承認を受けたときは、室長、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</p>	法令改正に伴う変更
<p>第93条 室長及び放管長は、その所掌に係る施設について前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査計画を作成しなければならない。ただし、第92条第1項第2号に規定する緊急遮断のための性能検査については、この限りではない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>2. 室長は、前項の施設定期自主検査計画を取りまとめ、NCA施設定期自主検査計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。ただし、前項第3号に定める予定期間にについては、この限りではない。</p> <p>3. 部長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4. 室長は、第2項の承認を受けたときは、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</p>	<p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p>	法令改正に伴う変更
<p>第92条の3 部長及び管理担当部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、重要度の高い設備について、定量的な施設管理目標を作成し、所長の承認を受けなければならない。また、施設管理方針等の評価など、必要な場合には施設管理目標を変更し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 部長は、第1項の承認を受けたときは、室長、管理担当部長及び放管長に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設管理実施計画の策定)</u></p>	<p>第92条の4 室長及び放管長は、前条の施設管理目標を達成するため、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を作成し、部長及び管理担当部長の承認を受けなければならない。また、施設管理実施計画を変更する場合も同様とする。</p>	法令改正に伴う変更
<p>(1) 施設管理計画の始期及び期間に関すること</p> <p>(2) NCA施設の設計及び工事に関すること</p> <p>(3) NCA施設の巡視（NCA施設の保全のために実施するものに限る）に関すること</p> <p>(4) NCA施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期（NCAの運転中及び運転停止中の区別を含む）に関すること</p> <p>(5) NCA施設の工事、点検及び検査等を実施する際に用いる保安の確保のための措置に関すること</p> <p>(6) NCA施設の設計、工事、巡視、点検及び検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき措置（未然防止措置を含む）に関すること</p> <p>(8) NCA施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>2. 部長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>(施設管理実施計画に基づく施設管理の実施)</u></p>	<p>第92条の5 室長及び放管長は、前条の施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</p> <p><u>(施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価)</u></p>	法令改正に伴う変更
<p>第92条の6 部長及び管理担当部長は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画についての評価を、施設管理実施計画の終期の都度及び必要に応じて行い、主任技術者の同意を得るとともに、その結果を室長やかに所長、室長、放管長に報告しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項の報告に基づき、施設管理方針について必要な変更を行わなければならぬ。</p> <p>3. 部長及び管理担当部長は、第1項の報告に基づき、施設管理目標について必要な変更を行わなければならぬ。</p> <p>4. 室長及び放管長は、第1項の報告に基づき、施設管理実施計画について必要な変更を行わなければならぬ。</p>	<p><u>(定期事業者検査)</u></p>	法令改正に伴う変更
<p>第92条の7 所長は、運転を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状況にあるときは、第91条から第91条の6までの各号について、必要な措置を行なわせなければならない。</p> <p>第92条の8 所長は、第98条の2により長期施設管理方針を策定したとき又は変更したときは、施設管理方針に反映させなければならない。</p> <p><u>(定期事業者検査)</u></p>	<p>第93条 検査員は、NCA施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。ただし、(1)ハ 予定期間については、この限りではない。</p>	法令改正に伴う変更

	<p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目と実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標（策定した場合）</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目と検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 部長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて定期事業者検査結果報告書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>4. 検査員は、前項の確認を受けた定期事業者検査結果報告書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</p>	
(修理)	<p>第94条 NCA施設に故障を発見したものは、室長に連絡しなければならない。</p> <p>2. 室長は、その故障が放管長の所掌に係る設備に関するものである場合には、放管長に連絡しなければならない。</p> <p>3. 前2項の場合において、連絡を受けた室長及び放管長は、次条に準じて直ちに必要な修理を行わなければならぬ。ただし、性能、機能が変わらず、かつ、設計及び工事の方法の変更認可申請に該当しない部品の変更等軽微なものについては、次条の手続きを省略することができる。</p> <p>4. 放管長は修理が終了したときは、その結果を管理担当部長に報告し、室長に通知しなければならない。</p> <p>5. 室長は、修理が終了したとき及び前項の通知を受けたときは、部長及び主任技術者に報告しなければならない。（改修又は取換え）</p> <p>第95条 室長及び放管長は、NCA施設の改修又は取換え（以下本条では「改修等」という。）を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、室長は部長の承認を受けなければならぬ。室長は承認を受けた場合、放管長及び管理担当部長に連絡しなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 理由</p> <p>(3) 施設の区分</p> <p>(4) 保修又は改修の方法</p> <p>(5) その他必要事項</p> <p>2. 部長は、前項の承認を行う場合には、あらかじめ主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 部長は、第1項の改修等が原子炉施設の変更の許可申請あるいは原子炉施設に関する設計及び工事の方法の認可申請を必要とすると認める場合は、若しくは年度当初に定めた年間運転計画に記載されていないものである場合には、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>5. 所長は、第3項の承認を行う場合には、あらかじめ主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、NCAの改修等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</p> <p>7. 室長及び放管長は、改修等が終了したときは、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>8. 部長は、前項の報告を受けたときは主任技術者に、及び第3項に規定する所長の承認を受けた場合にあっては所長及び安全委員会に報告しなければならない。</p>	法令改正に伴う変更
	<p>(修理、取換え又は改修)</p> <p>第94条 室長又は放管長は、NCA施設の修理、取換え又は改修（以下本条では「改修等」という。）を行う場合には、その改修等が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うものであるときは、次の各号に掲げる事項を記載したNCA保守計画書を作成し、部長の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 改修等を行う施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 改修等の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2. 部長は、当該計画について所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3. 所長は、前項の計画について安全委員会に諮問しなければならない。</p> <p>4. 所長は、第3項の承認を行う場合には、あらかじめ主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5. 室長及び放管長は、NCAの改修等を実施する前及び終了したときには、相互に通知しなければならない。</p> <p>6. 室長及び放管長は、改修等が終了したときはNCA保守実績報告書を作成し、それぞれ部長及び管理担当部長に報告しなければならない。</p> <p>7. 部長は、前項の報告を受けたときは主任技術者、所長及び安全委員会に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第95 条 検査員は、NCA施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を作成し、所長の承認を得なければならない。また、これらを変更する場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 改修等の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目と検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2. 部長は、前項の承認をしようとするときは、主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3. 検査員は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、その結果に基づいて使用前</p>	法令改正に伴う変更

<p>(放管長の指示) 第96条 放管長は、第94条及び第95条に掲げる作業を行う場合には、放射線管理に係る指示をしなければならない。</p>	<p><u>業者検査成績書を作成し、主任技術者の確認を受けなければならない。</u> <u>4. 検査員は、前項の確認を受けた使用前事業者検査成績書を室長及び放管長、部長及び管理担当部長並びに所長に通知しなければならない。</u></p> <p>(放管長の指示) 第96条 放管長は、第94条に掲げる作業を行う場合には、放射線管理に係る指示をしなければならない。</p>	
<p>(巡視及び点検) 第97条 室長は、毎日1回以上臨界実験棟を巡視し、制御材駆動設備、電源、給排水及び排気施設を含む設備について第8表に掲げるところにより点検を行わなければならない。 2. 室長は、前項の巡視点検の結果、異常を認めた場合は、放管長の管理する設備にあっては放管長に連絡し、室長又は放管長は必要な措置を講じるとともに、室長は部長及び主任技術者に放管長は管理担当部長に報告しなければならない。 3. 休日等において、第1項の巡視及び点検により確認した施設及び設備の状態が維持されている場合は、第1項の巡視点検に代えて第9表に掲げる施設及び設備の巡視とことができる。 4. 放管長は、保管廃棄施設に関し、週1回、床、壁、天井等の施設の健全性、保管容器の保管状態等の巡視点検を行わなければならない。 5. 放管長は、前項の巡視点検の結果、異常を認めた場合は、汚染拡大防止措置、保管容器の定位位置への設置等の措置を講じるとともに、室長、管理担当部長及び主任技術者に報告しなければならない。 6. 室長及び放管長は、震度4以上の地震が発生した場合は、第1項もしくは第3項に準じた点検を実施し、その点検の結果を第2項に準じて報告しなければならない。</p>	<p>(巡視) 第97条 室長は、毎日1回以上臨界実験棟の制御材駆動設備、電源、給排水及び排気施設を含む設備について第8表に掲げるところにより巡視を行わなければならない。 2. 室長は、前項の巡視の結果、異常を認めた場合は、放管長の管理する設備にあっては放管長に連絡し、室長又は放管長は必要な措置を講じるとともに、室長は部長及び主任技術者に放管長は管理担当部長に報告しなければならない。 3. 休日等において、第1項の巡視により確認した施設及び設備の状態が維持されている場合は、第1項の巡視点検に代えて第9表に掲げる施設及び設備の巡視とができる。 4. 放管長は、保管廃棄施設に関し、週1回、床、壁、天井等の施設の健全性、保管容器の保管状態等の巡視を行わなければならない。 5. 放管長は、前項の巡視の結果、異常を認めた場合は、汚染拡大防止措置、保管容器の定位位置への設置等の措置を講じるとともに、室長、管理担当部長及び主任技術者に報告しなければならない。 6. 室長及び放管長は、震度4以上の地震が発生した場合は、第1項もしくは第3項に準じた点検を実施し、その点検の結果を第2項に準じて報告しなければならない。</p>	法令改正に伴う変更
<p>第9章 定期的な評価 (定期的な評価の実施) 第98条 所長は、定期的な評価を行わなければならない。なお、実施内容等については、第99条で定める評価実施計画に従い行うものとする。 (1) 保安活動に関する評価 イ. 保安活動の実施状況の評価について、平成17年2月1日までに行い、評価後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。 ロ. 保安活動への最新知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までに行い、評価後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。 (2) 高経年化に関する評価 イ. 平成17年2月1日までに経年変化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の保全計画を策定すること。 ロ. 前項の評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。 (評価実施計画) 第99条 室長は、<u>前条</u>の評価を行う場合に、放管長と協力して施設定期評価実施計画を策定し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。 2. 所長は前項の承認をしようとする場合は、主任技術者の同意を得なければならない。 (評価結果の報告) 第100条 室長は、第98条の評価を終了した場合に、放管長と協力してその結果をとりまとめ、部長、管理担当部長、主任</p>	<p>第9章 定期的な評価 (定期的な評価の実施) 第98条 所長は、<u>規則第14条の2に基づき</u>、以下の各号に示す定期的な評価を行わなければならない。なお、実施内容等については、第99条で定める評価実施計画に従い行うものとする。 (1) 保安活動に関する評価 イ. 保安活動の実施状況の評価について、平成17年2月1日までに行い、評価後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。 ロ. 保安活動への最新知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までに行い、評価後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。 (経年劣化に関する技術的な評価) 第98条の2 所長は、<u>規則第9条の2に基づき</u>、以下の各号に示す経年劣化に関する技術的な評価を行わなければならない。なお、実施内容等については、第99条で定める評価実施計画に従い行うものとする。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 イ. 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定すること。 ロ. 前項の評価及び計画について、10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。 (評価実施計画) 第99条 室長は、<u>第98条及び第98条の2</u>の評価を行う場合に、放管長と協力して施設定期評価実施計画を策定し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。 2. 所長は前項の承認をしようとする場合は、主任技術者の同意を得なければならない。 (評価結果の報告) 第100条 室長は、<u>第98条及び第98条の2</u>の評価を終了した場合に、放管長と協力してその結果をとりまとめ、部長、主任</p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p>

<p>技術者及び所長に報告しなければならない。 (保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第101条 所長は、第98条第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には改善計画を策定し、改善を行わなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項の改善計画の策定に際し、部長、管理担当部長及び主任技術者の同意を得なければならぬ。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p><u>(高経年化に関する評価に伴う保全計画の遵守)</u></p> <p>第102条 所長は、第98条第2号の経年変化に関する評価の結果に基づき、策定された評価後10年間の保全計画を実施しなければならない。</p> <p>2. 所長は、評価後10年間の保全計画について変更が必要になった場合、施設の安全上問題の無いことを条件に保全計画を変更することができるものとする。この場合、部長、管理担当部長及び主任技術者の同意を得なければならぬ。</p>	<p>理担当部長、主任技術者及び所長に報告しなければならない。 (保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第101条 所長は、第98条の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には改善計画を策定し、改善を行わなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項の改善計画の策定に際し、部長、管理担当部長及び主任技術者の同意を得なければならぬ。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>第102条 削除</p>	
<p><u>第10章 品質保証</u></p> <p><u>(品質保証計画の策定)</u></p> <p>第103条 所長は、<u>品質保証活動実施のため</u>、品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p><u>(職務及び組織)</u></p> <p>第104条 所長は、品質保証体制の構築、<u>品質保証活動の実施、評価（監査を含む）</u>及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2. 所長は、<u>品質保証活動を実施するため</u>、第9回に示す品質保証に係る組織を明確にしなければならない。また、<u>品質保証に係る業務の統括を行う者として品質保証責任者及び品質保証に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</u></p> <p>3. 所長は、<u>品質保証活動を評価することを目的に年1回品質マネジメントレビュー会議を開催しなければならない。</u></p>	<p><u>第10章 品質マネジメント計画</u></p> <p><u>(品質管理計画の策定)</u></p> <p>第103条 所長は、<u>保安活動のための品質マネジメント活動実施のため、別添に示す品質管理計画を策定しなければならない。</u></p> <p><u>(品質管理に係わる職務及び組織)</u></p> <p>第104条 所長は、<u>品質管理体制の構築、品質管理保証活動の実施、評価（監査を含む）</u>及びその継続的な改善について責任を負わなければならない。</p> <p>2. 所長は、<u>品質管理活動を実施するため</u>、第9回に示す品質管理に係る組織を明確にしなければならない。また、<u>品質管理に係る業務の統括を行う者として品質管理責任者及び品質管理に係る業務の内部監査を行う者として内部監査組織の長と監査員を選任しなければならない。</u></p> <p>3. 所長は、<u>品質管理計画に基づき定期事業者検査等の独立性を持たせた検査を行う者として、当該保全活動の担当部門から独立した検査員を選任しなければならない。</u></p> <p><u>(品質管理計画を別添に示す。)</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
<p><u>(品質保証活動の実施)</u></p> <p>第105条 所長は、前条に定める品質保証に係る組織に属するものに対し、<u>品質保証計画に基づく保安に關し、必要な個々の業務の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</u></p> <p>2. 所長は、<u>品質保証活動を実施するにあたって、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、品質保証活動に係る教育（品質保証責任者及び内部監査員の職務遂行のために必要な教育並びに品質保証に係る組織に属する者がそれぞれの業務を実施するために必要な教育）を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証活動の評価)</u></p> <p>第106条 所長は、<u>品質保証計画に基づき、定期的に内部監査を実施し、品質保証活動の評価を行わなければならない。</u></p> <p>2. 所長は、<u>品質保証計画に基づき、品質保証活動の結果、発生した不適合の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証計画の継続的改善)</u></p> <p>第107条 所長は、<u>品質保証計画に基づき、定期的なマネジメントレビュー及び発生した不適合に係る是正措置もしくは予防措置を通じて、品質保証計画の継続的な改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>(文書及び記録)</u></p> <p>第108条 所長は、<u>品質保証活動の実施のために必要な文書及び記録を品質保証計画書において明確にしなければならない。</u></p>	<p>第105条～第108条 削除</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>
<p><u>第11章 保安教育</u></p> <p><u>(保安教育等の計画)</u></p>	<p><u>第11章 保安教育</u></p> <p><u>(保安教育の実施方針)</u></p>	

<p><u>第109条 室長は放管長と協議の上、NCA施設に関する業務に携わる者に対して保安教育及び危険時措置訓練の実施計画を毎年度当該年度の開始に先立ち立案し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。所長は承認に先だって主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2. 前項の実施計画は、次の各号に掲げる項目を含むものでなければならない。</u></p> <p>(1) 保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の予定時期</p> <p>(3) 教育項目、所要時間</p> <p>(4) 受講対象者</p> <p><u>(保安教育)</u></p> <p><u>第110条 室長は放管長の協力を得て、前条の保安教育の年度計画に基づいて保安教育を実施するとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、主任技術者及び所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2. 管理担当部長は、前項の保安教育を終了した学生等でなければ、原子炉物理実験に参加させてはならない。</u></p> <p><u>(危険時措置訓練)</u></p> <p><u>第111条 所長は、年2回以上危険時における措置についての訓練を行わなければならない。</u></p>	<p><u>第109条 所長は、以下に示す保安教育の実施方針に基づいて年度ごとの保安教育計画を立案させ、必要な対象者に保安教育を実施させなければならない。</u></p> <p>(1) 保安教育の実施内容 保安教育の実施内容は、以下に示す事項とすること。 ①、関連法令及び保安規定の遵守に関する事項。 ②、NCA施設の構造、性能及び運転に関する事項。 ③、放射線管理に関する事項。 ④、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関する事項。 ホ、非常に場合に採るべき処置に関する事項。 ヘ、その他NCA施設に係る保安教育に關する必要な事項</p> <p>(2) 保安教育の実施時期 保安教育は、以下に定めるときに行わなければならない。 イ、業務に従事する前 ロ、前号の教育を受けた後にあっては、定期的に年1回</p> <p>(3) 保安教育の時間数及び免除 保安教育は、第11表に定める教育時間数の教育を行わなければならない。ただし、原子炉主任技術者等国家資格を有する者は又は第11表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者については、その受講内容等に応じた教育内容を免除することができる。この場合、室長は、資格証、履修證明書等を確認しなければならない。</p> <p>(4) 保安教育の計画的な実施 イ、保安教育は計画的に実施し、業務に従事する前の保安教育では第11表に示す項目の全てを実施し、定期的に行う教育では3年間で第11表の項目の全てを実施しなければならない。 ロ、保安教育の具体的な内容については、関連法令及び規定等の改定及び実施結果に基づく改善などを反映した見直しを、定期的な教育の実施前に行わなければならない。</p> <p><u>(保安教育の年度計画)</u></p> <p><u>第110条 室長は放管長と協議の上、NCA施設に関する業務に携わる者に対して、前条に示す保安教育の実施方針に基づき、保安教育及び危険時措置訓練の実施計画を毎年度当該年度の開始に先立ち立案し、部長、管理担当部長及び所長の承認を得なければならない。所長は承認に先だって主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2. 前項の実施計画は、次の各号に掲げる項目を含むものでなければならない。</u></p> <p>(1) 保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の予定時期</p> <p>(3) 教育項目、所要時間</p> <p>(4) 受講対象者</p> <p><u>(保安教育の実施)</u></p> <p><u>第110条の2 室長は放管長の協力を得て、前条の保安教育の年度計画に基づいて保安教育を実施するとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、主任技術者及び所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2. 管理担当部長は、第1項の保安教育を終了した者でなければ、第45条第2項に定める放射線業務従事者として許可し登録してはならない。</u></p>	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
<p>(原子炉物理実験に受入れる学生等の保安教育)</p>	<p>(原子炉物理実験に受入れる学生等の保安教育)</p>	<p>条番号の変更</p>
<p>第110条の2 室長は放管長の協力を得て、原子炉物理実験に受入れる学生等に対し、事前に保安規定、NCA施設の構造、性能及び運転、放射線管理、非常に場合に採るべき処置等について保安教育を行うとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、主任技術者及び所長に報告しなければならない。</p>	<p>第110条の3 室長は放管長の協力を得て、原子炉物理実験に受入れる学生等に対し、事前に保安規定、NCA施設の構造、性能及び運転、放射線管理、非常に場合に採るべき処置等について保安教育を行うとともに、実施結果を放管長、部長、管理担当部長、主任技術者及び所長に報告しなければならない。</p>	<p>条番号の変更</p>
<p>2. 室長は、前項の保安教育を終了した学生等でなければ、原子炉物理実験に参加させてはならない。</p>	<p>2. 室長は、前項の保安教育を終了した学生等でなければ、原子炉物理実験に参加させてはならない。</p>	<p>条番号の変更</p>
<p>第111条 所長は、年2回以上危険時における措置についての訓練を行わなければならない。</p>	<p>第111条 変更なし</p>	<p>条番号の変更</p>

第12章 記録及び報告	第12章 記録及び報告	
<p>(記録事項等)</p> <p>第112条 室長及び放管長は、それぞれ所掌する業務に關し第12表及び第13表に掲げるところにより、記録し、保存期間欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。</p> <p>(社長への報告)</p> <p>第113条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに社長に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) NCAの運転中において、NCA施設の故障により、NCAの運転が停止したとき又はNCAの運転を停止することが必要となったとき。(NCAの故障の原因が明らかであり、かつ、NCAの運転に支障が生じるおそれがないときは除く。) (3) NCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、NCAの安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。) (4) NCA施設の故障により、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。 (5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が規則第14条第4号の濃度限度を超えたとき。 (6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が規則第14条第7号の濃度限度を超えたとき。 (7) 核燃料物質等が管理区域外で漏洩したとき。 (8) NCA施設の故障により、核燃料物質等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏洩に係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏洩した物が管理区域外に広がったときは除く。)を除く。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 漏洩した液体状の核燃料物質等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ. 気体状の核燃料物質等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ. 漏洩した核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき。 (9) NCA施設の故障により、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては0.5ミリシーベルトを超える、又は超えるおそれのあるとき。 (10) 放射線業務従事者について規則第8条第1項第1号の線量限度を超える又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。 (11) 前各号のほか、原子炉施設に關し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 	<p>(記録事項等)</p> <p>第112条 変更なし</p> <p>(社長への報告)</p> <p>第113条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに社長に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 (2) NCAの運転中において、NCA施設の故障により、NCAの運転が停止したとき又はNCAの運転を停止することが必要となったとき。(NCAの故障の原因が明らかであり、かつ、NCAの運転に支障が生じるおそれがないときは除く。) (3) NCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障により、NCAの安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。) (4) <u>火災によりNCA施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。</u> (5) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異常が認められたとき。 (6) 气体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が規則第14条第4号の濃度限度を超えたとき。 (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が規則第14条第7号の濃度限度を超えたとき。 (8) 核燃料物質等が管理区域外で漏洩したとき。 (9) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏洩に係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏洩した物が管理区域外に広がったときは除く。)を除く。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 漏洩した液体状の核燃料物質等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。 ロ. 気体状の核燃料物質等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ. 漏洩した核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき。 (10) NCA施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあっては0.5ミリシーベルトを超える、又は超えるおそれのあるとき。 (11) 放射線業務従事者について規則第8条第1項第1号の線量限度を超える又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。 (12) 前各号のほか、原子炉施設に關し人の障害(放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 	<p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更 以下、号番号の変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>
	<p>第13章 技術情報の共有及び不適合情報の公開</p> <p>(技術情報の共有)</p> <p>第114条 部長は、メーカー等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を、NCAの保安に係る所員で情報共有を図り、必要応じて他の試験研究用原子炉の設置者と情報共有し、NCA施設の保安の向上に役立たせるよう努めなければならない。</p> <p>2. 部長は、得られた技術情報を關して、未然防止処置の必要があると判断した場合には、第10章の品質マネジメント計画に示す手順に従い、適切な処置を講じなければならない。</p> <p>(不適合事象の公開)</p>	<p>法令改正に伴う変更</p>

	<p><u>第115条 所長は、第10章の品質マネジメント計画に基づくNCAの保安活動において、不適合と判断された事象が生じた場合には、原子力施設の安全に及ぼす影響の大きさ、他の原子力施設との共通性を考慮して選定し、以下の各号に示す内容を研究所ホームページで公開しなければならない。</u></p> <p>(1) 不適合の内容 (2) 不適合の原因及び防止措置の内容</p>	法令改正に伴う変更																		
第1表～第6表 省略	第1表～第6表 変更なし																			
第7表 NCA放射線管理用機器（第66条関連）	第7表 NCA放射線管理用機器（第66条関連）	記載の適正化																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th><th>測定線種</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数装置</td><td>α β γ</td><td>各1</td></tr> <tr> <td>低バックグラウンド計数装置</td><td>β</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	機 器	測定線種	台数	計数装置	α β γ	各1	低バックグラウンド計数装置	β	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器の種類</th><th>測定線種</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数装置</td><td>α β γ</td><td>各1</td></tr> <tr> <td>低バックグラウンド計数装置</td><td>β</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	放射線測定器の種類	測定線種	台数	計数装置	α β γ	各1	低バックグラウンド計数装置	β	1	
機 器	測定線種	台数																		
計数装置	α β γ	各1																		
低バックグラウンド計数装置	β	1																		
放射線測定器の種類	測定線種	台数																		
計数装置	α β γ	各1																		
低バックグラウンド計数装置	β	1																		
第8表～第9表 省略	第8表～第9表 変更なし																			
第10表 施設定期検査ごとに校正を行う設備（第92条関連）	第10表 削除	法令改正に伴う変更																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th><th>主な設備</th><th>検査項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td><td>水位制御装置 －水位制限レベルスイッチ 操作空気圧縮装置</td><td>点検校正検査</td></tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td><td>核計測設備 一般計測設備 －地震計 －炉心タンク水位計 －電気伝導度計</td><td>点検校正検査 点検校正検査</td></tr> <tr> <td>放射線管理施設</td><td>運転制御回路 －電源電圧計（100V） 放射線モニタ －エリアモニタ（γ、中性子：各4台） 及び －ガス・ダストモニタ（β、α、γ：各1台）</td><td>点検校正検査 点検校正検査</td></tr> </tbody> </table>	施設の区分	主な設備	検査項目	原子炉本体	水位制御装置 －水位制限レベルスイッチ 操作空気圧縮装置	点検校正検査	計測制御系統施設	核計測設備 一般計測設備 －地震計 －炉心タンク水位計 －電気伝導度計	点検校正検査 点検校正検査	放射線管理施設	運転制御回路 －電源電圧計（100V） 放射線モニタ －エリアモニタ（ γ 、中性子：各4台） 及び －ガス・ダストモニタ（ β 、 α 、 γ ：各1台）	点検校正検査 点検校正検査								
施設の区分	主な設備	検査項目																		
原子炉本体	水位制御装置 －水位制限レベルスイッチ 操作空気圧縮装置	点検校正検査																		
計測制御系統施設	核計測設備 一般計測設備 －地震計 －炉心タンク水位計 －電気伝導度計	点検校正検査 点検校正検査																		
放射線管理施設	運転制御回路 －電源電圧計（100V） 放射線モニタ －エリアモニタ（ γ 、中性子：各4台） 及び －ガス・ダストモニタ（ β 、 α 、 γ ：各1台）	点検校正検査 点検校正検査																		

	<p>一水モニタ ハンドフットクロスモニタ サーベイメータ（α、β・γ、中性子）</p> <p>点検校正検査 点検校正検査</p>																	
第10の2表 保安上特に管理を必要とする設備（第92条）	第10の2表 削除	法令改正に伴う変更																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の区分</th><th>主な設備</th><th>検査項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td><td> 炉心タンク 格子板 炉心支持枠 燃料要素 安全板装置 水位制御装置 急速排水装置 炉心タンク給水回路 廃水回路 操作空気圧縮装置 燃料貯蔵設備 -燃料架台 -燃料箱 固定ボイズン 起動インターロック 炉心タンク給水インターロック 気体廃棄物設備 液体廃棄物設備 </td><td> 漏洩検査 外観検査 外観検査 被覆漏洩検査 警報検査、作動検査 警報検査、作動検査 作動検査 作動検査 漏洩検査（排出タンク） 漏洩検査 警報検査 未臨界性確認検査 被覆漏洩検査 インターロック検査 インターロック検査 作動検査 漏洩検査、 警報検査（廃水貯槽） </td></tr> <tr> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>計測制御系統施設</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>放射性廃棄物廃棄施設</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設の区分	主な設備	検査項目	原子炉本体	炉心タンク 格子板 炉心支持枠 燃料要素 安全板装置 水位制御装置 急速排水装置 炉心タンク給水回路 廃水回路 操作空気圧縮装置 燃料貯蔵設備 -燃料架台 -燃料箱 固定ボイズン 起動インターロック 炉心タンク給水インターロック 気体廃棄物設備 液体廃棄物設備	漏洩検査 外観検査 外観検査 被覆漏洩検査 警報検査、作動検査 警報検査、作動検査 作動検査 作動検査 漏洩検査（排出タンク） 漏洩検査 警報検査 未臨界性確認検査 被覆漏洩検査 インターロック検査 インターロック検査 作動検査 漏洩検査、 警報検査（廃水貯槽）	核燃料物質の貯蔵施設			計測制御系統施設			放射性廃棄物廃棄施設			第11の表 保安教育の内容（第110条関連）	第11の表 保安教育の実施方針（第109条関連）	法令改正に伴う変更 条番号の変更
施設の区分	主な設備	検査項目																
原子炉本体	炉心タンク 格子板 炉心支持枠 燃料要素 安全板装置 水位制御装置 急速排水装置 炉心タンク給水回路 廃水回路 操作空気圧縮装置 燃料貯蔵設備 -燃料架台 -燃料箱 固定ボイズン 起動インターロック 炉心タンク給水インターロック 気体廃棄物設備 液体廃棄物設備	漏洩検査 外観検査 外観検査 被覆漏洩検査 警報検査、作動検査 警報検査、作動検査 作動検査 作動検査 漏洩検査（排出タンク） 漏洩検査 警報検査 未臨界性確認検査 被覆漏洩検査 インターロック検査 インターロック検査 作動検査 漏洩検査、 警報検査（廃水貯槽）																
核燃料物質の貯蔵施設																		
計測制御系統施設																		
放射性廃棄物廃棄施設																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安教育の項目</th><th>放射線業務従事者</th><th>放射線業務従事者以外の者</th></tr> </thead> </table>	保安教育の項目	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外の者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安教育の項目</th><th>放射線業務従事者</th><th>放射線業務従事者以外の者</th></tr> </thead> </table>	保安教育の項目	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外の者											
保安教育の項目	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外の者																
保安教育の項目	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外の者																

		右以外の者 (時間)	主任技術者の免状を有する者	核燃料取扱主任者の免状を有する者	第1種放射線取扱主任者免状を有する者	放射線業務従事者解除後1年未満の者	放射線業務従事者解除後1年以上3年未満の者	原 子 炉 物理実験に受入れる学生等	その他の			右以外の者 (時間)	主任技術者の免状を有する者	核燃料取扱主任者の免状を有する者	第1種放射線取扱主任者免状を有する者	放射線業務従事者解除後1年未満の者	放射線業務従事者解除後1年以上3年未満の者	原 子 炉 物理実験に受入れる学生等	その他の	法令改正に伴う変更	
1) 法規制及び関係法令並びにこの規定に關すること	原子炉等規制法等	1. 5以上	△	●	●	▽	▽	◎	◎	1) 関係法令及び保安規定の遵守に關すること	原子炉等規制法等	1. 5以上	△	●	●	▽	▽	◎	◎	法令改正に伴う変更	
	保安規定		●	●	●	●(○)	●(○)	●	●		保安規定		●	●	●(○)	●(○)	●	●			
2) NCA施設の構造、性能及び運転に關すること	NCA施設の構造、性能及び運転に關すること	1. 5以上	●	●	●	●(○)	●(○)	●	◎	2) NCA施設の構造、性能及び運転に關すること	NCA施設の構造、性能及び運転に關すること	1. 5以上	●	●	●	●(○)	●(○)	●	●	◎	法令改正に伴う変更
3) 放射線管理に關すること	放射線に関する基礎知識	1. 5以上	△	△	△	△	△	◎	◎	3) 放射線管理に關すること	放射線に関する基礎知識	1. 5以上	△	△	△	△	△	◎	◎		
	放射線の人體に対する影響										放射線の人體に対する影響										
	放射線の防護の基礎知識										放射線の防護の基礎知識										
	放射線防護の実務的知識 (入退域手続き・個人管理・環境管理・物品管理)	2. 0以上	●	●	●	●(○)	●	◎	◎	4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に關すること	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に關すること	0. 5以上	●	●	●	●(○)	●	◎	◎	法令改正に伴う変更	
4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に關すること		0. 5以上	●	●	●	●(○)	●	◎	◎	5) 非常の場合に採るべき処置に關すること	非常の場合に講ずべき処置に關すること	0. 5以上	●	●	●	●	●	●	●		
5) 非常の場合に採るべき処置に關すること		0. 5以上	●	●	●	●	●	●	●	備考	備考										
備考	保安教育の時間数については、新規放射線業務従事者のみに適用する。																				
凡例	<ul style="list-style-type: none"> ● 全員対象 ◎ 業務に応じた教育 (○) 当事業所放射線業務従事者であった者であって、変更部分のみ教育 △ 配属・業務従事前に省略できる項目 ▽ 改正部分のみ 																				
第12表 保安に関する記録（1）（規則第6条に基づく記録）	第12表 保安に関する記録（1）（規則第6条に基づく記録）																				

記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	法令改正に伴う変更
1. 原子炉施設の検査記録 イ. 法第28条第1項の規定による使用前検査の結果 ロ. 法第29条第1項の規定による施設定期検査の結果 ハ. 規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果(第92条関連) (第92条第1項第2号関連)	使用前検査成績書 施設定期検査成績書 施設定期自主検査報告書 起動前点検表	検査のつど 検査のつど 検査のつど 月1回以上	同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 1年間	室長 室長 室長 室長	1. NCA施設の施設管理に係る記録(規則第9条第一項に規定するもの) イ. 使用前確認の結果 ロ. 規則第9条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 ハ. 規則第9条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	使用前確認記録 定期事業者検査結果報告書等 施設管理方針等の評価結果	確認のつど 施設管理実施のつど 評価のつど	同一事項に関する次の確認のときまでの期間 施設管理を実施したNCA施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 評価を実施したNCA施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	室長 室長 室長	
2. 運転記録(第24-28条関連) イ. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 ロ. 制御材の位置 ハ. 減速材の純度 ニ. NCA内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置 ホ. 起動点検及び停止点検 ヘ. 運転開始、臨界到達、緊急遮断及び運転停止の時刻 ト. 警報装置から発せられた警報の内容 チ. 運転責任者及び運転員の氏名並びに交代の時刻、引継ぎ事項	線形出力記録計及び温度記録計の記録紙 運転記録表 運転記録表 燃料配置図 起動前点検表及び運転停止処置表 運転記録表 運転記録表 運転記録表	連続して 運転中1時間ごと 毎日1回 炉心配置替えのつど 開始及び停止のつど そのつど そのつど 運転開始及び交代のつど	10年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間	室長 室長 室長 室長 室長 室長 室長 室長	2. 運転記録(第24-28条関連) イ. 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 ロ. 制御材の位置 ハ. 減速材の純度 ニ. NCA内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置 ホ. 起動点検及び停止点検 ヘ. 運転開始、臨界到達、緊急遮断及び運転停止の時刻 ト. 警報装置から発せられた警報の内容 チ. 運転責任者及び運転員の氏名並びに交代の時刻、引継ぎ事項	線形出力記録計及び温度記録計の記録紙 運転記録表 運転記録表 燃料配置図 起動前点検表及び運転停止処置表 運転記録表 運転記録表 運転記録表	連続して 運転中1時間ごと 毎日1回 炉心配置替えのつど 開始及び停止のつど そのつど そのつど 運転開始及び交代のつど	10年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間 1年間	室長 室長 室長 室長 室長 室長 室長 室長	
3. 燃料体の記録(第36-40条関連)					3. 燃料体の記録(第36-40条関連)					

イ、燃料体の種類別の受渡量 ロ、NCAへの燃料体の種類別の挿入量 ハ、燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	在庫変動報告(I C R) 燃料配置図 燃料配置図	受渡しのつど 挿入のつど 挿入前及び取出し後	10年間 取出後10年間 取出後10年間	室長 室長	イ、燃料体の種類別の受渡量 ロ、NCAへの燃料体の種類別の挿入量 ハ、燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	在庫変動報告(I C R) 燃料配置図 燃料配置図	受渡しのつど 挿入のつど 挿入前及び取出し後	10年間 取出後10年間 取出後10年間	室長 室長
4. 放射線管理記録（第27、42-80条関連） イ、臨界実験棟内のエリアモニタの線量当量率 ロ、放射性廃棄物の排気口における放射性物質の1日間及び3月間にについての平均濃度 ハ、希釈槽における水中の放射性物質の濃度 ニ、人の常時立入る管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ホ、放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を申し出た者を除く）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	放射線モニタ記録紙(NCA放射線モニタ運転記録) 放射線モニタ記録紙(NCA放射線モニタ運転記録)、 排気口から放出された気体廃棄物の放射能濃度 排水・処理記録 ガラス線量計測定結果、 浮遊塵埃中放射能濃度測定記録、 表面密度測定記録 個人管理台帳、 外部被ばく線量測定報告書	運転中毎日1回 1日間平均濃度は毎日1回、 3月間の平均濃度は3月毎に1回 排水のつど 毎週1回	10年間 10年間 10年間	放管長 放管長 放管長	4. 放射線管理記録（第27、42-80条関連） イ、臨界実験棟内のエリアモニタの線量当量率 ロ、放射性廃棄物の排気口における放射性物質の1日間及び3月間にについての平均濃度 ハ、希釈槽における水中の放射性物質の濃度 ニ、人の常時立入る管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ホ、放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を申し出た者を除く）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	放射線モニタ記録紙(NCA放射線モニタ運転記録) 放射線モニタ記録紙(NCA放射線モニタ運転記録)、 排気口から放出された気体廃棄物の放射能濃度 排水・処理記録 ガラス線量計測定結果、 浮遊塵埃中放射能濃度測定記録、 表面密度測定記録 個人管理台帳、 外部被ばく線量測定報告書	運転中毎日1回 1日間平均濃度は毎日1回、 3月間の平均濃度は3月毎に1回 排水のつど 毎週1回	10年間 10年間 10年間	放管長 放管長 放管長
記録事項 ヘ、4月1日を始期とする1年間の線量が	記録の名称 個人管理台帳	記録の頻度 告示に定める	保存期間 規則第6条	保存責任者 放管長	記録事項 ヘ、4月1日を始期とする1年間の線量が20ミ	記録の名称 個人管理台帳	記録の頻度 告示に定める	保存期間 規則第6条	保存責任者 放管長

0ミリシーベルトを超えた放射線業務 従事者の当該1年間を含む規則に定める5年間の線量	外部被ばく線量測定報告書 ト、放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 チ、放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び規則に定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経験 リ、研究所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、容器の種類及び運搬の日時、経路 又、保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量、保管廃棄の日時、場所及び方法 ル、放射性廃棄物を容器に封入した場合にはその方法 ヲ、放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	個人管理台帳 放射線業務従事者許可・登録申請書 放射性物質事業所外運搬申請書 放射性廃棄物保管廃棄記録 放射性廃棄物保管廃棄記録 汚染拡大防止除去報告書	区分した期間において、当該年度以降、毎年度1回 そのつど その者が当該業務に就くとき 運搬のつど 保管廃棄のつど 封入のつど 防止及び除去のつど	第5項に定める期間 規則第6条第5項に定める期間 規則第6条第5項に定める期間 1年間 規則第6条第7項に定める期間 規則第6条第7項に定める期間 1年間	放管長 放管長 放管長 放管長 放管長 放管長	リシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む規則に定める5年間の線量 ト、放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 チ、放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経験及び規則に定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経験 リ、研究所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、容器の種類及び運搬の日時、経路 又、保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該廃棄物に含まれる放射性物質の数量、保管廃棄の日時、場所及び方法 ル、放射性廃棄物を容器に封入した場合にはその方法 ヲ、放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	外部被ばく線量測定報告書 個人管理台帳 放射線業務従事者許可・登録申請書 放射性物質事業所外運搬申請書 放射性廃棄物保管廃棄記録 放射性廃棄物保管廃棄記録 汚染拡大防止除去報告書	区分した期間において、当該年度以降、毎年度1回 そのつど その者が当該業務に就くとき 運搬のつど 保管廃棄のつど 封入のつど 防止及び除去のつど	第5項に定める期間 規則第6条第5項に定める期間 規則第6条第5項に定める期間 1年間 規則第6条第7項に定める期間 規則第6条第7項に定める期間 1年間	放管長 放管長 放管長 放管長 放管長 放管長
--	--	---	--	---	--	---	---	--	---	--

記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者
<u>5. 保守記録（第92-97条関連）</u>					(削除)				
イ、NCA施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	NCA巡視点検表 NCA保守実績報告書	毎日1回 修理のつど	1年間 1年間	室長 室長					
ロ、NCA施設の修理の状況及びその担当者の氏名									
<u>6. NCA施設の事故記録</u>					<u>5. NCA施設の事故記録</u>				
イ、事故の発生及び復旧の時	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	法令改正に伴う変更
ロ、事故の状況及び処置	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	
ハ、事故の原因	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	号番号の変更
ニ、事故後の処置		そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	事故・異常記録台帳	そのつど	規則第6条第7項に定める期間	室長	法令改正に伴う変更
<u>7. 気象記録</u>					<u>6. 気象記録</u>				
イ、風向及び風速	風向・風速測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	風向・風速測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	号番号の変更

ロ、降雨量	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	ロ、降雨量	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	号番号の変更
ハ、大気温度	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	ハ、大気温度	降雨量・大気温度測定計記録紙	連続記録	10年間	放管長	
8. 保安教育の記録（第109-111条関連）					7. 保安教育の記録（第109-111条関連）					
イ、保安教育の実施計画	保安教育訓練計画表	策定のつど	3年間	室長	イ、保安教育の実施計画	保安教育訓練計画表	策定のつど	3年間	室長	
ロ、保安教育の実施日時及び項目	保安教育実施記録	実施のつど	3年間	室長	ロ、保安教育の実施日時及び項目	保安教育実施記録	実施のつど	3年間	室長	
ハ、保安教育を受けた者の氏名	保安教育実施記録	実施のつど	3年間	室長	ハ、保安教育を受けた者の氏名	保安教育実施記録	実施のつど	3年間	室長	

記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	号番号の変更
9. 定期的な評価の実施（第98条関連）					8. 定期的な評価の実施（第98条関連）					号番号の変更 法令改正に伴う変更
イ、 <u>保安活動の実施の状況及び最新の技術的知識の反映状況の評価の結果</u>	施設定期評価報告書	評価のつど	規則第6条第8項に定める期間	室長	イ、 <u>NCA施設の定期的な評価の結果</u>	施設定期評価報告書	評価のつど	規則第6条第8項に定める期間	室長	
ロ、 <u>経年変化に関する技術的な評価の結果</u>	施設定期評価報告書	評価のつど	規則第6条第8項に定める期間	室長						
ハ、 <u>前号の評価に基づき保全のために実施すべき措置に関する十箇年の計画</u>	保全計画書	策定のつど	規則第6条第8項に定める期間	室長						
10. 品質保証計画（第103条関連）	品質保証計画書	策定及び改訂のつど	次の改定の後3年間	品質保証責任者	9. 品質管理					号番号の変更 法令改正に伴う変更
					イ、 <u>品質マネジメント文書</u>	品質管理計画書	策定又は改定のつど	策定又は改定の後5年間	品質管理責任者	
					ロ、 <u>品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u>	品質管理計画書に基づき作成する記録	作成又は変更のつど	作成又は変更の後5年間	品質管理責任者	

第13表 保安に関する記録（2）（規則第6条に基づく記録以外の記録）

記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者
第15条（年間運転計画）関連	年間運転計画書	年1回	1年間	室長
第16条（実験計画書）関連	実験計画書	一連の実験開始前	1年間	室長
第17条（運転指示書）関連	運転指示書	運転毎	1年間	室長
第18条（炉心配置換えの手続、手順）関連	運転指示書	炉心配置換え毎	1年間	室長
第19条（特性測定）関連	炉心特性測定結果	当該実験期間	1年間	室長

第13表 保安に関する記録（2）（規則第6条に基づく記録以外の記録）

記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者
第15条（年間運転計画）関連	年間運転計画書	年1回	1年間	室長
第16条（実験計画書）関連	実験計画書	一連の実験開始前	1年間	室長
第17条（運転指示書）関連	運転指示書	運転毎	1年間	室長
第18条（炉心配置換えの手続、手順）関連	運転指示書	炉心配置換え毎	1年間	室長
第19条（特性測定）関連	炉心特性測定結果	当該実験期間	1年間	室長

		中								
第22条(緊急停止装置の設定等)関連	起動前点検表	運転開始のつど	1年間	室長		第22条(緊急停止装置の設定等)関連	起動前点検表	運転開始のつど	1年間	室長
第23条(警報装置の設定値)関連	起動前点検表 放射線モニタ日常点検表	運転開始のつど 運転開始のつど	1年間 1年間	室長 放管長		第23条(警報装置の設定値)関連	起動前点検表 放射線モニタ日常点検表	運転開始のつど 運転開始のつど	1年間 1年間	室長 放管長
第27条(運転中の点検)関連	運転記録表 放射線モニタ指示記録表	運転中1日1回以上 運転中1日1回以上	1年間	室長		第27条(運転中の点検)関連	運転記録表 放射線モニタ指示記録表	運転中1日1回以上 運転中1日1回以上	1年間	室長
第30条(緊急停止装置が作動した場合の措置)関連	スクラム記録	そのつど	5年間	室長		第30条(緊急停止装置が作動した場合の措置)関連	スクラム記録	そのつど	5年間	室長
第38条(燃料の貯蔵等)関連 第2項の点検	NCA燃料点検報告書	年2回	同一事項に関する次の点検のときまでの期間	室長		第38条(燃料の貯蔵等)関連 第2項の点検	NCA燃料点検報告書	年2回	同一事項に関する次の点検のときまでの期間	室長
第50条(管理区域外への物品持出し基準等)関連	物品搬出記録	搬出のつど	1年間	放管長		第50条(管理区域外への物品持出し基準等)関連	物品搬出記録	搬出のつど	1年間	放管長
第51条(事業所内運搬)関連	所内運搬申請書	運搬のつど	1年間	放管長		第51条(事業所内運搬)関連	所内運搬申請書	運搬のつど	1年間	放管長
第55条(放射線作業計画及び管理)関連	放射線作業計画書	一連の実験開始前	1年間	室長		第55条(放射線作業計画及び管理)関連	放射線作業計画書	一連の実験開始前	1年間	室長
第59条(個人線量当量の測定)関連	管理区域一時立入(作業用)実績	立入のつど	1年間	放管長		第59条(個人線量当量の測定)関連	管理区域一時立入(作業用)実績	立入のつど	1年間	放管長
	一時立入者管理区域立入(見学用)実績	立入のつど	1年間	放管長		一時立入者管理区域立入(見学用)実績	立入のつど	1年間	放管長	
記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	記録事項	記録の名称	記録の頻度	保存期間	保存責任者	
第63条第2項(管理区域における線量当量率等の測定)関連	線量当量率測定記録 表面密度測定記録 放射線作業を行う場合 線量当量率測定記録 表面密度測定記録 浮遊塵埃中放射能濃度測定記録	月1回 月1回 作業開始前 作業中週1回 作業終了後 作業開始前 作業中週1回 作業終了後 作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年 10年 10年 10年 10年 10年	放管長 放管長 放管長 放管長 放管長 放管長	第63条第2項(管理区域における線量当量率等の測定)関連	線量当量率測定記録 表面密度測定記録 放射線作業を行う場合 線量当量率測定記録 表面密度測定記録 浮遊塵埃中放射能濃度測定記録	月1回 月1回 作業開始前 作業中週1回 作業終了後 作業開始前 作業中週1回 作業終了後 作業開始前 作業中週1回 作業終了後	10年 10年 10年 10年 10年 10年	放管長 放管長 放管長 放管長 放管長 放管長	

第64条（周辺監視区域の線量当量の測定）関連	環境モニタリング用ガラス線量計測定結果	3月に1回	1年間	放管長	第64条（周辺監視区域の線量当量の測定）関連	環境モニタリング用ガラス線量計測定結果	3月に1回	1年間	放管長
第66条（放射線測定器の管理）関連	点検校正結果	年1回	1年間	放管長	第66条（放射線測定器の管理）関連	点検校正結果	年1回	1年間	放管長
第94条（修理）関連	NCA保守計画書 策定のつど	1年間	室長		第94条（修理、取換え又は改造）関連	NCA保守計画書 策定のつど	1年間	室長	
	NCA保守実績報告書 実施のつど	1年間	室長			NCA保守実績報告書 実施のつど	1年間	室長	
第95条（改造又は取換え）関連	NCA保守計画書 策定のつど	1年間	室長		(削除)				
	NCA保守実績報告書 実施のつど	1年間	室長		第99条（評価実施計画）関連	施設定期評価実施計画書	策定のつど	次の計画策定まで	室長
第99条（評価実施計画）関連	施設定期評価実施計画書	策定のつど	次の計画策定まで	室長	第101条（保安活動に関する評価の結果の反映）関連	改善計画書	策定のつど	次の計画策定まで	室長
第101条（保安活動に関する評価の結果の反映）関連	改善計画書	策定のつど	次の計画策定まで	室長					

第1図～第8図 省略	第1図～第8図 変更なし	
<pre> graph TD A[原子力技術研究所長] --- B[品質マネジメントレビュー会議] A --- C[原子炉主任技術者] A --- D[品質保証責任者] C --- E[内部監査組織(注1)] D --- F[原子炉技術担当部長] D --- G[管理担当部長] F --- H[臨界実験装置室長] G --- I[放射線管理室長] </pre> <p>(注1) 内部監査組織は、内部監査時に随時設置する。</p>	<pre> graph TD A[東芝エネルギーシステムズ 株式会社 社長] --- B[原子力技術研究所長] A --- C[品質マネジメントレビュー会議] B --- D[原子炉主任技術者] B --- E[品質管理責任者] E --- F[内部監査組織(注1)] E --- G[原子炉技術担当部長] E --- H[管理担当部長] E --- I[検査員(注1)] G --- J[臨界実験装置室長] H --- K[放射線管理室長] </pre> <p>(注1) 内部監査組織及び検査員は、随時選任する。</p>	法令改正に伴う変更 法令改正に伴う変更 法令改正に伴う変更 法令改正に伴う変更
第9図 品質保証に係る組織図	第9図 品質管理に係る組織図	法令改正に伴う変更

別添 品質管理計画

1. 目的

東芝エネルギー・システムズ株式会社原子力技術研究所（以下、「研究所」という。）における原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。

2. 定義

使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

この品質管理計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。
- 二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。
- 三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。
- 四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。
- 五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。
- 六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。
- 七 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。
- 八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。
- 九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

3. 適用範囲

4章から8章までの規定は、研究所の原子炉（臨界実験装置）（以下「NCA」という）施設について適用する。

4. 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 研究所は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
- (2) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - 一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - 二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - 三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起り得る影響
- (3) 研究所は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、本品質管理計画に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
- (4) 研究所は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
 - 一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。
 - 二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。
 - 三 プロセスの運用及び管理の有効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。
 - 四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。
 - 五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
 - 六 プロセスについて、意図した結果を得、及び有効性を維持するための措置を講ずること。
 - 七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとすること。
 - 八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。
- (5) 研究所は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。
- (6) 研究所は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務

等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。

- (7) 研究所は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。別図4-1に品質マネジメントシステムに係る文書体系を示す。

- 一 品質方針及び品質目標
- 二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質管理計画書」という。）
- 三 有効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書
- 四 本品質管理計画に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

4.2.2 品質管理計画書

所長は、品質管理計画書に次に掲げる事項を定める。

- 一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- 三 品質マネジメントシステムの適用範囲
- 四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- 五 プロセスの相互の関係

4.2.3 文書の管理

- (1) 部長及び管理担当部長は、品質マネジメント文書を管理する。
- (2) 部長及び管理担当部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。
 - 一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
 - 二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。
 - 三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
 - 四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。

- 五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
- 六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようすること。
- 七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
- 八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

4.2.4 記録の管理

- (1) 部長及び管理担当部長は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
- (2) 部長及び管理担当部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。

5. 経営責任者等の責任

- #### 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
- 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。
- 一 品質方針を定めること。
 - 二 品質目標が定められているようにすること。
 - 三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
 - 四 マネジメントレビューを実施すること。
 - 五 資源が利用できる体制を確保すること。
 - 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
 - 七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
 - 八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

5.3 品質方針

社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。

- 一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。
- 二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- 三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- 四 要員に周知され、理解されていること。
- 五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

5.4 品質目標

- (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。
- (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

5.5 品質マネジメントシステムの計画

- (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。
- (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
 - 一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果
 - 二 品質マネジメントシステムの有効性の維持
 - 三 資源の利用可能性
 - 四 責任及び権限の割当て

5.6 責任及び権限

社長は、部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにするし。

5.6.1 品質管理責任者

社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「品質管理責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- 一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。
- 二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について 社長 に報告すること。
- 三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- 四 関係法令を遵守すること。

5.6.2 管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（部長、管理担当部長、室長、放管長）（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。
 - 一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。
 - 二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
 - 三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
 - 四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
 - 五 関係法令を遵守すること。
- (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施するしなければならない。
 - 一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
 - 二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
 - 三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
 - 四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
 - 五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。

5.7 組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

5.8 マネジメントレビュー

社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。

5.8.1 マネジメントレビューに用いる情報

部長及び管理担当部長は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

一 内部監査の結果

二 組織の外部の者の意見

三 プロセスの運用状況

四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果

五 品質目標の達成状況

六 健全な安全文化の育成及び維持の状況

七 関係法令の遵守状況

八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況

九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置

十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更

十一 部門又は要員からの改善のための提案

十二 資源の妥当性

十三 保安活動の改善のために講じた措置の有効性

5.8.2 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

(1) 所長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。

一 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の維持に必要な改善

二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善

三 品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源

四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善

五 関係法令の遵守に関する改善

(2) 品質管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。

(3) 部長及び管理担当部長は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じ

る。

6. 資源の管理

6.1 資源の確保

所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。

- 一 要員
- 二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- 三 作業環境
- 四 その他必要な資源

6.2 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 管理者は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。
- (2) 管理者は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
 - 一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
 - 二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。
 - 三 前号の措置の有効性を評価すること。
 - 四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
 - イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献
 - ロ 品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献
 - ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- 五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

7. 個別業務に関する計画の策定及び実施

7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 部長及び管理担当部長は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。
- (2) 部長及び管理担当部長は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。
- (3) 部長及び管理担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
 - 一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
 - 二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

- 三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
 - 四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
 - 五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
- (4) 所長、部長及び管理担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項

7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項

管理者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。

- 一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- 二 関係法令
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要とする要求事項

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 管理者は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
- (2) 管理者は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
 - 一 当該個別業務等要求事項が定められていること。
 - 二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
 - 三 研究所の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
- (3) 管理者は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (4) 管理者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等

所長、部長及び管理担当部長は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、効果的な方法を明確に定め、これを実施する。

7.3 設計開発

7.3.1 設計開発計画

- (1) 管理者は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。
- (2) 管理者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
 - 一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - 二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
 - 四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (3) 管理者は、効果的な情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
- (4) 管理者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。

7.3.2 設計開発に用いる情報

- (1) 管理者は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
 - 一 機能及び性能に係る要求事項
 - 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - 三 関係法令
 - 四 その他設計開発に必要な要求事項
- (2) 管理者は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

7.3.3 設計開発の結果に係る情報

- (1) 管理者は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
- (2) 管理者は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
- (3) 管理者は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
 - 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
 - 三 合否判定基準を含むものであること。
 - 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確で

あること。

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 管理者は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
 - 一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
 - 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 管理者は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。
- (3) 管理者は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 管理者は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。
- (2) 管理者は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 管理者は、当該設計開発を行った要員には第一項の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 管理者は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。
- (2) 管理者は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
- (3) 管理者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.3.7 設計開発の変更の管理

- (1) 管理者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 管理者は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 管理者は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。

- (4) 管理者は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 管理者は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようとする。
- (2) 管理者は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
- (3) 東芝エネルギー・システムズは、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価すし、選定する。
- (4) 管理者は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 管理者は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 管理者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

7.4.2 調達物品等要求事項

- (1) 管理者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
- 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
 - 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
 - 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
 - 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
 - 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - 七 その他調達物品等に必要な要求事項
- (2) 管理者は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入

りに関するすることを含める。

- (3) 管理者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
- (4) 管理者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達物品等の検証

- (1) 管理者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
- (2) 管理者は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

7.5 業務の実施

7.5.1 個別業務の管理

管理者は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- 一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- 二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- 五 8.2.3 の規定に基づき監視測定を実施していること。
- 六 品質管理計画の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1) 管理者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。
- (2) 管理者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。
- (3) 管理者は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4) 管理者は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にす

る。

- 一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
- 二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
- 三 妥当性確認の方法

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ

- (1) 管理者は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
- (2) 管理者は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

7.5.4 組織の外部の者の物品

管理者は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

7.5.5 調達物品の管理

管理者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

7.6 監視測定のための設備の管理

- (1) 管理者は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
- (2) 管理者は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
- (3) 管理者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
 - 一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
 - 二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
 - 三 所要の調整がなされていること。
 - 四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
 - 五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- (4) 管理者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合におい

ては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。

- (5) 管理者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
- (6) 管理者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 管理者は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

8. 評価及び改善

8.1 監視測定、分析、評価及び改善

- (1) 所長、部長及び管理担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。
- (2) 所長、部長及び管理担当部長は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにする。

8.2 監視測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 所長、部長及び管理担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 所長、部長及び管理担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

8.2.2 内部監査

- (1) 所長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
 - 一 本品質管理計画の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
 - 二 有効性のある実施及び有効性の維持
- (2) 品質管理責任者は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 品質管理責任者は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の有効性を維持する。

- (4) 品質管理責任者は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 品質管理責任者は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 品質管理責任者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
- (7) 品質管理責任者は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 品質管理責任者は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 所長、品質管理責任者、部長及び管理担当部長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。
- (2) 所長、品質管理責任者、部長及び管理担当部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 所長、品質管理責任者、部長及び管理担当部長は、第一項の方法により、プロセスが 5.5(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4) 部長及び管理担当部長は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
- (5) 部長及び管理担当部長は、5.5(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

8.2.4 機器等の検査等

- (1) 管理者は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- (2) 管理者は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 管理者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 管理者は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく

完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。

- (5) 所長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。

8.3 不適合の管理

- (1) 所長、部長及び管理担当部長は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- (2) 所長、部長及び管理担当部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。
- (3) 所長、部長及び管理担当部長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- 一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
 - 二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
 - 三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
 - 四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 所長、部長及び管理担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
- (5) 所長、部長及び管理担当部長は、前項(3)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 所長、部長及び管理担当部長は、品質マネジメントシステムが有効であるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効有効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。
- (2) 所長、部長及び管理担当部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。

- 一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- 二 個別業務等要求事項への適合性
- 三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）
- 四 調達物品等の供給者の供給能力

8.5 改善

8.5.1 継続的な改善

所長、品質管理責任者、管理者は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

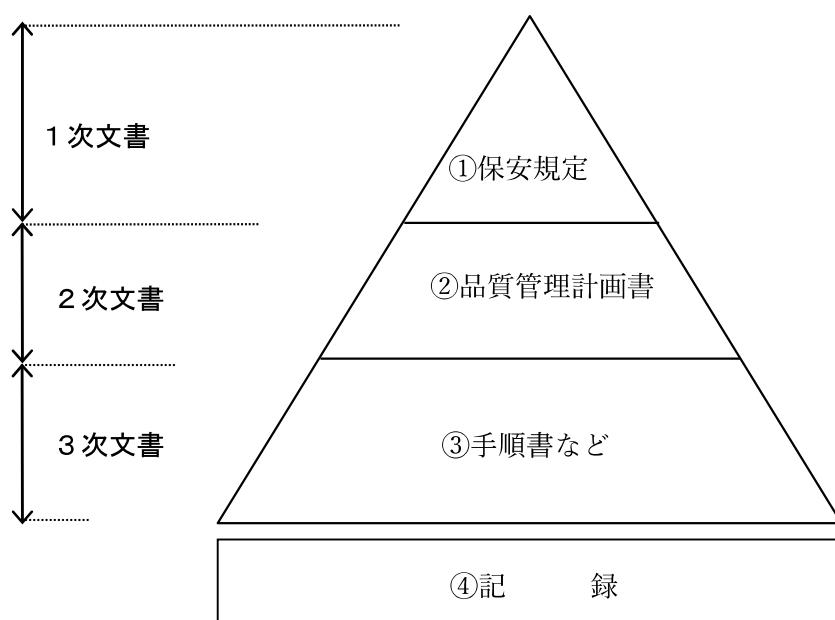
8.5.2 是正処置等

- (1) 管理者は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
 - 一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。
 - イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化
 - ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
 - 二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
 - 三 講じた全てのは正処置の有効性の評価を行うこと。
 - 四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
 - 五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。
 - 六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
 - 七 講じた全てのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 管理者は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。
- (3) 管理者は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。

8.5.3 未然防止処置

- (1) 所長、部長及び管理担当部長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。

- 一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - 二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - 三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - 四 講じた全ての未然防止処置の有効性の評価を行うこと。
 - 五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- (2) 所長、部長及び管理担当部長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定める。



別図 4-1 文書体系図